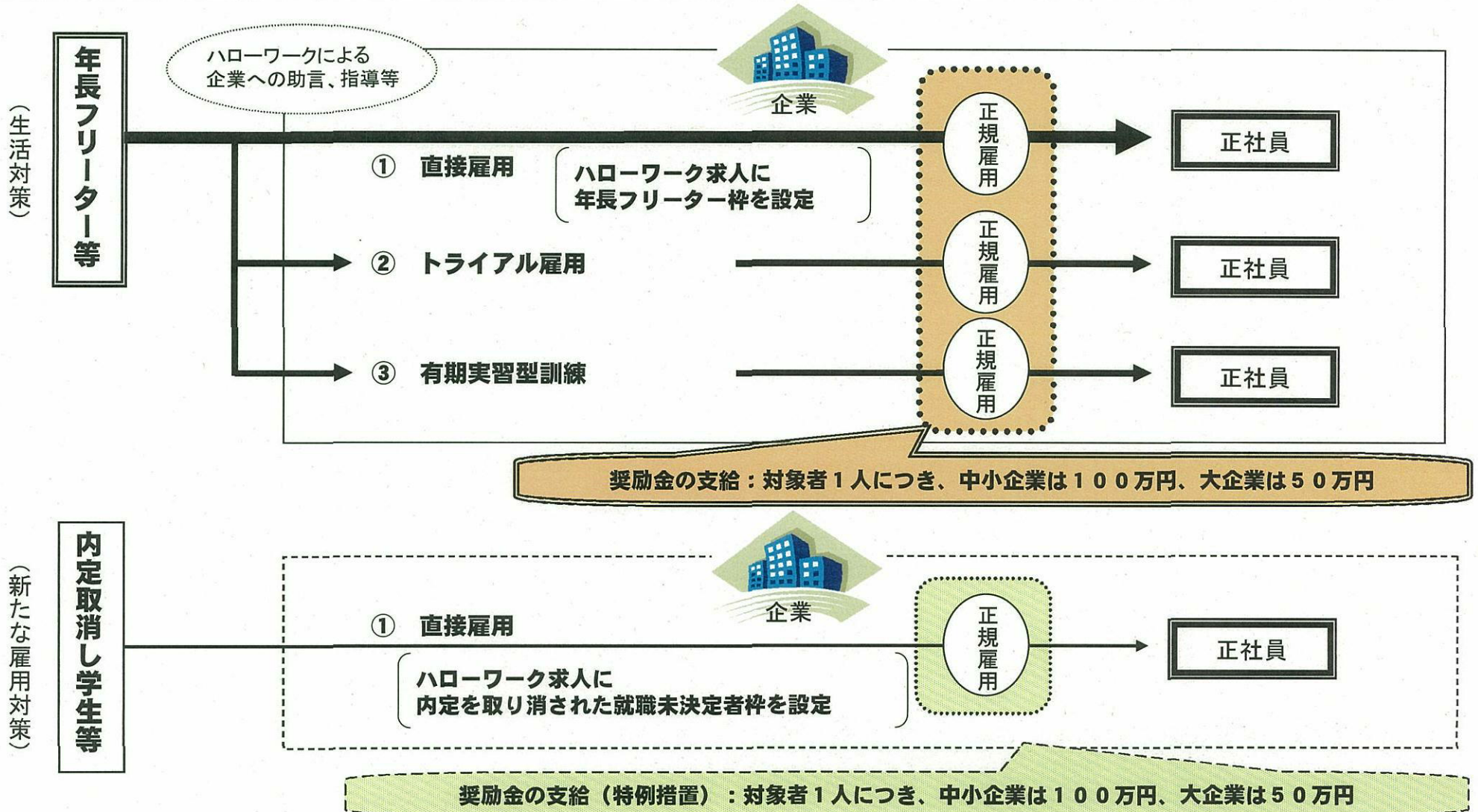


# 年長フリーター支援のための特別奨励金の創設 (若年者等正規雇用化特別奨励金(仮称))

年長フリーター等(25歳~39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業については1人100万円、大企業については50万円)することとし、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。また、内定を取り消された就職未決定者を奨励金の対象に追加する(特例措置)。



# 派遣労働者の派遣先への直接雇用を促進するための特別奨励金の創設

「生活防衛のための緊急対策」にて措置(2次補正)

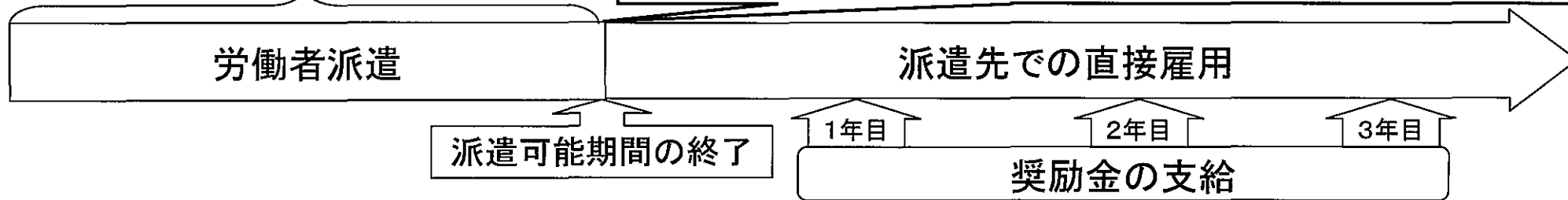
派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に、派遣先事業主に対して、奨励金を支給

- ①期間の定めのない雇用の場合: 中小企業 1人100万円  
大企業 1人 50万円
- ②有期雇用の場合: 中小企業 1人50万円  
大企業 1人25万円

労働者派遣契約の終了前に派遣先への直接雇用を促進することにより、派遣労働者の雇用への影響を軽減し、雇用の安定に資することとする。(平成23年度までの時限措置)

平成18年頃、派遣に切替えた製造業務等の派遣可能期間(原則1年、最大3年まで)が終了し、いわゆる「2009年問題」として指摘される。

派遣先において、雇用の需要があるにもかかわらず、直接雇用が困難なため、派遣可能期間を契機に派遣労働者の雇用が失われるおそれがあることから、派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合に特別奨励金を支給。



※雇用の安定に資するよう、3年間にわたり3回に分けて支給